

## 議員研修会を開催しました

### 富士市議会との合同研修会

令和5年8月23日に富士市議会と沼津市議会の合同研修会を開催しました。

研修会では、令和2年10月に供用を開始した富士市新環境クリーンセンターを視察したほか、(仮称)沼川新放水路を視察し、各施設の担当者から説明を受け、安全・安定・安心なごみの処理や沼川流域における治水対策事業について見識を深めました。



### 市内各業界の関係者との議員研修会

「市民に開かれた議会づくり」の一環として、令和5年9月4日に市内の各産業分野の方々を招いて議員研修会を開催しました。

研修会では、商業・建設業・土業・福祉事業・水産業・観光業の各団体の11名の参加者と25名の議員がそれぞれの業界ごとの班に分かれ、各業界の現状と今後の展望について話し合いました。また、研修会の冒頭では沼津地域中小企業支援センターの鈴木聡氏による市内の新たな起業の動向や若手起業家と市内企業のマッチングの可能性について講演が行われました。



## 懲罰特別委員会を設置

令和5年9月29日に提出のあった「17番 江本浩二議員に対する懲罰の動議」を審査するため、懲罰特別委員会が設置され、次の10人の委員により非公開で審査をしました。

委員長	片岡 章一	副委員長	井原三千雄
委員	高橋 秀子	委員	佐藤健一郎
委員	浅田美重子	委員	村木 豊
委員	平野 謙	委員	山下富美子
委員	渡部一二実	委員	渡邊 博夫

本委員会では、9月27日の本会議場における江本議員の発言について審査を行い、江本浩二議員に

対して、陳謝の懲罰を科すべきものと決しました。

委員会での審査の結果を受け、10月16日の本会議において、起立採決の結果、起立者多数で委員会審査の結果のとおりと決しました。

しかし、江本議員が陳謝文の朗読を拒否したことから、これに対し、同日に懲罰の動議が提出されました。

そして再度、懲罰特別委員会が設置され、左記の委員により非公開で審査を行い、1日間の出席停止の懲罰を科すべきものと決しました。その後、同日の本会議において、起立採決の結果、起立者多数で委員会審査の結果のとおりと決しました。